

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	財政部 令和元年度分(必要に応じて平成30年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 元 年 10 月 21 日
提出日(最新提出日)	令和 2 年 4 月 23 日
担 当	財政部税制課(TEL3201)

指摘事項	措 置 状 況
<p>1 適正な財務会計事務の執行について                      収入未済分の繰越調定について、岐阜市会計規則第60条第1項では、現年度の歳入について当該年度の納納閉鎖日までに収入済とならなかったものは、その調定額を翌年度に繰り越さなければならないと規定している。                      しかしながら、令和元年6月1日付けで調定した軽自動車税の平成30年度現年課税分の繰越調定額が、平成30年度の納納閉鎖日における現年課税分の収入未済に係る調定額と一致していなかった。                      今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>収入未済額については、4月1日付けで滞納繰越分を繰越調定し、出納整理期間終了後の6月1日付けで現年課税分を繰越調定している。                      令和元年度軽自動車税の繰越調定額に誤りがあったことにより、平成30年度現年課税分収入未済額との不一致が生じ、その後繰越調定額を減額修正した。                      今後は、収入未済額と繰越調定額の一致を職員複数名で確認し、適正な財務会計事務の執行を徹底するものとする。</p>
<p>2 市税収納率の向上について                      平成30年度決算において、市税収納率は94.5%で、前年度比0.8ポイント増であった。                      納付方法の拡充を図るとともに、休日呼出指導による滞納整理や預金など換価性の高い債権の差押えを早期に行うなどの徴収努力がされており、収納率の向上が見られた。                      しかしながら、令和元年7月末現在の未収金のうち、滞納繰越分は3,327,406,134円であることから、今後とも、滞納繰越分の早期回収に努めることはもとより、現年課税分の回収についても、滞納繰越が生じないように努力し、市税収入の安定確保に向け、更なる収納率の向上を図られたい。</p>	<p>滞納繰越が生じないための取り組みとしては、LINE Pay等による納付方法の拡充を図っており、さらに、新規滞納者の発生を抑制し、市税の収納率向上と税負担の公平化を図ることを目的として、督促期限を経過しても納付が確認できない者に対して納税を促す架電を行うコールセンターを令和2年度に開設する予定である。                      また、滞納繰越分の早期回収については、休日や平日夜間窓口の開設のほか、休日呼出指導による滞納整理や預金など換価性の高い債権の差押えを早期に行うなどの徴収努力を引き続き行っていく。</p>
<p>3 交通事故の防止について                      平成30年4月から令和元年7月までの監査対象期間中に、公用車の後退時における事故が3件発生した。そのうち2件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車して誘導しなかった。                      後退時の安全確認の励行について指導されたい。</p>	<p>職員に交通事故の防止について研修を行った。運転者が安全確認を行うことはもちろん、特に、後退時においては、同乗者も降車して安全確認を行うことを指導徹底した。また、走行前・走行後の車両点検及び走行前の周辺状況の確認を確実に実施すること及び僅かな気の緩みが事故に繋がるため、駐車場内においても交通事故が発生することを再認識させ、道路でなくても、常に障害物の確認や安全確認を徹底するよう指導した。</p>